

下野市の犯罪被害者等見舞金について

下野市では、令和5年4月1日に下野市犯罪被害者等支援条例を施行しました。

条例に基づき、殺人や傷害など故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病を負った犯罪被害者の方に対し、一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、見舞金を支給します。

見舞金には、遺族見舞金と重傷病見舞金の2種類があります。

○ 対象となる犯罪被害

令和5年4月1日以後に発生した日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（過失犯を除く）による死亡又は重傷病をいいます。

例：殺人、強盗致死傷、傷害、強制性交等致死傷、逮捕監禁致死傷、危険運転致死傷などの故意犯

○ 対象となる犯罪被害者

被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、下野市の住民基本台帳に記録されていた方。

下野市の住民基本台帳に記録されていない方でも、市内に居住し、かつ東日本大震災による震災避難者やDV、ストーカー被害を受けていた方など、その事実が確認できる方も対象となる場合があります。

遺族見舞金

支給額 30万円

※既に重傷病見舞金の支給を受けた場合は20万円

○ 支給を受けられる遺族

犯罪行為により被害者が亡くなられた時において、第1順位遺族となる方（国籍や住所を問いません）

○ 支給を受けられる遺族の範囲と順位

- 1 ①被害者の配偶者
(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者、パートナーシップを形成していた者を含む)
- 2 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の
②子（縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む）
③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
- 3 2に該当しない被害者の
⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹

※ ○の数字は、支給を受けられる遺族の順位です。

※ 同一順位に複数名が該当する場合は1名を代表者に指定していただきます。

※ 代表者に対する支給は、第1順位遺族全員に支給したものとみなします。

重傷病見舞金

支給額 10万円

○ 支給を受けられる方

犯罪行為により重傷病を負った被害者本人

○ 「重傷病」とは

次のいずれも満たすこと

- 1 犯罪行為による負傷又は疾病であること
- 2 療養の期間が1か月以上（精神疾患の場合はその症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったものに限る）であること
- 3 医師又は歯科医師の診断書があること
※ 2の記載があるもの
- 4 警察に上記1から3の被害程度に関する被害届が受理されていること

例：加害者から殴られて医師の診察を受け、療養の期間を1か月とする診断書が発行された。警察に被害を申告し、診断書記載の負傷内容で傷害事件の被害届が受理された場合など

○ 見舞金の申請期限

犯罪行為による死亡若しくは重傷病の発生を知った日から1年を経過したとき、又は死亡若しくは重傷病が発生した日から2年を経過したとき、見舞金の申請はできません。

ただし、加害者に身体の自由を不当に拘束されていたなどのやむを得ない理由がある場合は、その理由のやんだ日から6か月以内に限り、申請することができます。

見舞金の申請・請求の流れ

まずは、**下野市役所安全安心課**

0285-32-8894

までご相談ください。

亡くなられたとき

遺族見舞金支給申請書兼請求書

◎申請に必要な書類

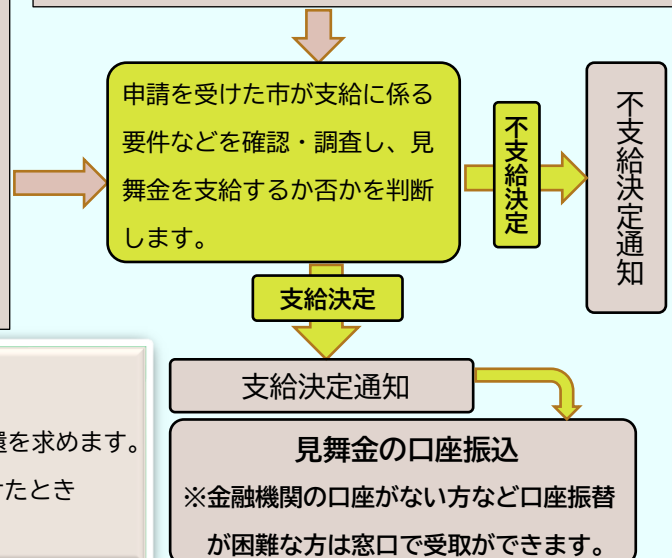
- ① 亡くなられた方の死亡の年月日などを証明できる書類
- ② 亡くなられた方との続柄を明らかにできる戸籍の謄本又は抄本など
- ③ 亡くなられた方と事実上婚姻関係と同様の事情にあった方やパートナーシップを形成していた方は、その事実を確認することができる書類（とちぎパートナーシップ宣誓書の写し等）
- ④ 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
- ⑤ 申請者が被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子（縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む）であるときは、犯罪行為が行われた時に被害者の収入によって生計を維持していた事実を確認することができる書類
- ⑥ 申請者の身分証（免許証、保険証など）の写し
- ⑦ 見舞金振込口座の写し（銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が判明する部分）など

重傷病を負ったとき

重傷病見舞金支給申請書兼請求書

◎申請に必要な書類

- ① 重傷病を負ったことなどを証明できる医師又は歯科医師の診断書
- ② 被害届の受理警察署、受理番号など、重傷病を負った被害に係る被害届が警察に受理されていることを証明することができる書類
- ③ 申請者の身分証（免許証、保険証など）の写し
- ④ 見舞金振込口座の写し（銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が判明する部分）など



注意1：見舞金の返還を求める場合

次の場合、見舞金の支給決定を取り消し、支給した見舞金の返還を求めます。

- 偽りその他不正の手段により見舞金の支給決定又は支給を受けたとき
- 条例又は規則の規定に違反したとき

注意2：見舞金の支給対象外となる場合

- 被害者と加害者との間に夫婦（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者、パートナーシップを形成していた者を含む）、直系血族、3親等内の親族関係がある場合
- 被害者又は第1順位遺族に、犯罪行為を教唆（そそのかし）や幫助（手助け）する行為、過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱その他犯罪行為を誘発する行為や著しく不正な行為があった場合
- 被害者又は第1順位遺族が、犯罪行為を容認した場合、下野市暴力団排除条例に規定する暴力団員である場合、または暴力団員等と密接関係者に該当する場合
- 犯罪行為に対する報復として、加害者やその親族等の生命・身体に重大な害を加えた場合
- その他、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められる場合

【代表窓口】下野市笹原26番地 下野市役所 安全安心課 危機管理グループ

月～金（祝日・年末年始除く）8：30～17：15

下野市笹原26番地 下野市役所2階

TEL 0285-32-8894 / FAX 0285-32-8609

E-mail anzenanshin@city.shimotsuke.lg.jp

ホームページ <https://www.city.shimotsuke.lg.jp>